平成２６年（フ）第７５５号
堺市堺区宿屋町東１丁１番２号
債務者　下野　和美（旧姓西島）
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７７６号
大阪府藤井寺市小山５丁目４番18号
債務者　矢田　　唯
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５２６号
兵庫県西宮市生瀬東町41番５―105号、前住所兵庫県西宮市一里山町９番15―105号
債務者　大谷　宏之
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５７４号
兵庫県尼崎市南塚口町６丁目10番25―301号
債務者　森下美津恵
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１０５号
山口県宇部市大字東須恵1843番地
債務者　田村　光司
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第２９号
徳島県阿南市椿町尻杭３番地
債務者　棚橋　邦一
1　決定年月日時　平成26年11月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２６年（フ）第５２１号
北九州市門司区永黒２丁目12番12号　コーポＳＥＫＩ205
債務者　久恒安紀子
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５４７号
北九州市八幡西区小嶺台３丁目11番１―205号
債務者　大原　秀辰
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５４９号
北九州市小倉北区南丘２丁目15番３―603号
債務者　山下　隆博
1　決定年月日時　平成26年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５５４号
北九州市八幡西区真名子２丁目１番１号
債務者　川崎　桂子
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３１９号
大分市大道町５丁目４番34号
債務者　本田　和子
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５４号
北海道北見市山下町４丁目１番19号　北庄ハイツ205号
債務者　田中　勝也
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第１２５号
青森県八戸市根城７丁目14番２号　エステート根城102号
債務者　長沢　　恵（旧姓馬渡）
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第７０５号
神戸市中央区国香通３丁目２番６号　メゾン新神戸301号、従前の住所神戸市北区鈴蘭台東町４丁目６番７―103号
債務者　三谷　佳瑚
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４７号
兵庫県佐用郡佐用町佐用331番地５　山王住宅１号棟302号
債務者　野村智奈実
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第７７号
香川県坂出市久米町２丁目11番40号
債務者　谷口　美穂
1　決定年月日時　平成26年11月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第１４１号
佐賀県杵島郡白石町大字坂田1547番地
債務者　中山なおみ
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部